

事 務 連 絡

平成22年5月11日

入 国 者 収 容 所 長 殿  
地 方 入 国 管 理 局 長 殿  
地 方 入 国 管 理 局 支 局 長 殿  
地 方 入 国 管 理 局 出 張 所 長 殿（下関・鹿児島）

法務省入国管理局警備課長

住 川 洋 英

被収容者の死亡事故の発生に伴う同種事案の再発防止の徹底について（通知）

本年4月9日、東日本入国管理センターに収容中の韓国人男性が、開放処遇中の個室シャワー室内において、靴紐を使用して縊死するという事案が発生しました。

各地方入国管理官署におかれましては、平素から被収容者の動静監視や心情把握に努めるなどして必要な措置を講じ、自損事故等の未然防止を図っているものと思いますが、本年3月10日付け法務省管警第36号による局長通知「被収容者の自損事故の発生防止について（通知）」を発出し、自殺・自損行為に使用されるおそれのある物品の居室内への持ち込みを阻止すること、不要物品を排除することなどを指示しているにもかかわらず、本件事案が発生したことは誠に遺憾であります。

つきましては、被収容者の死亡という本件事案の重大性にかんがみ、被収容者処遇規則及び被収容者処遇細則の規定に従って処遇の適正を図るとともに、同通知における指示を徹底し、この種事案を二度と発生させることのないよう、再発防止に万全を期していただきたく、改めて通知します。